

「(仮称) 平出町トランジットセンターゾーンの整備に係る対話型市場調査」
守秘義務に関する誓約書

令和2年 月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 宛

住 所 ○○県○○市○○
商号又は名称 株式会社○○ 印
代表者の氏名 ○○ (権限規定に基づく決裁者でよい)

当社は、宇都宮市総合政策部地域政策室（以下「市」といいます。）から、令和2年9月28日付で案内がありました「(仮称) 平出町トランジットセンターゾーンの整備に係る対話型市場調査実施要領」（以下「本実施要領」といいます。）に係る提案書を作成することを目的（以下「本目的」といいます。）として、本実施要領に係る参加申請書及び本誓約書を提出した者にのみ開示される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の開示を受けることを希望します。守秘義務対象資料の開示を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを制約します。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を市に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 3 当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示したもとして本書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第2条（秘密の保持）

当社は、市から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、市から開示を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、市又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

市から開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により市及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により市及び当社に要求される程度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、当社が第7条第1項に従って守秘義務対象資料を破棄した場合であっても、また、当社が（仮称）平出町トランジットセンターゾーンの整備運営等に係る入札を行わなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより市又は第三者（市に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますが、これに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（印刷物等の破棄等）

- 1 守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製、翻訳物及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますが、これに限りません。）は、対話型市場調査の実施結果（概要）公表後速やかに、すべて破棄又は消去することを約束します。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決済資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存すること、並びに、当該資料・情報等の保存がなくなった場合には、速やかに当該資料・情報等を破棄又は消去することを約束します。

以上